

募集要項に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答内容
1	<p>12 日間のひろばの年間利用計画について</p> <p>現時点では年間利用計画の提出ができない。詳細スケジュールは後日提出でも問題ないか。</p>	<p>ひろば利用を希望する場合は、年間計画の案を提出してください。詳細なスケジュールは事業者決定後で構いません。</p>
2	<p>営業活動の例外について</p> <p>ネーミングの提案については公募資料提出時ではなく、後日の提案でもよろしいか。また、最終期限等はあるか。</p>	<p>ひろばの名称については応募時に提案する必要はありませんが、ネーミングライツに関する契約書の締結（令和6年8月予定）までに決定してください。</p>
3	<p>ひろばの整備条件等について</p> <p>(1) 建築申請手続き及び手続きにかかる期間について、本案件に即した回答、あるいは類似例を示してほしい。また、着工のスケジュールは変動する可能性があるか。</p> <p>(2) 建築申請の許可が下りる時期により、令和7年3月末以降の完成となる可能性があるが、受け入れ可能か。</p>	<p>(1) 令和6年8～9月に設計協議・申請等、10月以降に工事を想定しています。令和7年3月末までに広場が整備できるのであれば、着工スケジュールの変動は構いません。</p> <p>(2) 令和7年3月末までを広場整備期限としますが、事業者が適切に申請した上での許可権者等の都合による期限の超過はやむを得ないものと判断します。</p>
4	<p>合意書等について</p> <p>(1) 合意書及び付随する契約書の期間を事業期間と同じ15年に統一することは可能か。</p>	<p>(1) 募集要項に記載しているとおり、合意書の期間は、原則3年間とし、事業期間の15年を5期に分けて手続きを行います。</p> <p>付随する契約書の期間については、審査結果通知の翌日から合意書・契約書の締結前までに協議させていただければと思います。</p>

募集要項に関する質問及び回答

	<p>(2) 合意書及び付随する契約書について、当初定められた期間以降（15年以降）の更新または再契約は可能か。また、その旨文面等で明示することは可能か。</p> <p>(3) 一定年数を経過後に事業者からの希望で事業を終了することは可能か。 例えば、一般的なテナント契約等の記載にあるように、半年前の事前申し出により、契約解除できるという認識で相違ないか。</p> <p>(4) 関連契約書はいつからレビュー可能か。</p> <p>(5) 契約終了時、事業者に対して再契約のようなものが適用されるか。もしくは、再度公募手続きを踏む必要があるのか。</p>	<p>(2) 貸付期間満了後も、引き続き事業継続することが地域の利益を著しく損なわず、かつより良い代替利用提案がない場合は、法定期間の範囲内で貸付期間を延長または再契約できるとします。また、その旨文面等で明示することも可能です。</p> <p>(3) 事業者からの事前の申し出による契約解除は可能ですが、どの時点で解除とするか、どのくらい前にお申し出いただくか等は、審査結果通知の翌日から合意書・契約書の締結前までに協議させていただければと思います。</p> <p>(4) 審査結果通知日の翌日から可能です。</p> <p>(5) 契約終了時、継続使用を認める場合は、貸付期間の延長または再契約を適用し、再度の公募手続きは行いません。</p>
<p>5</p>	<p>提出書類について</p> <p>決算報告書の23年度分の用意が間に合わない可能性があるが、20, 21, 22年の3か年分で問題ないか。</p>	<p>23年度分が間に合わないのであれば20, 21, 22年の3か年分で構いません。</p>
<p>6</p>	<p>その他</p> <p>(1) 隣接する道路用地について、通常時は通り抜け、駐車等は認められるものか。または、今後の交渉次第では短期的に（2～3年程度のスパンで）解決し得る問題か。</p>	<p>(1) 本公募対象地である33区画の南側に隣接する当該道路用地は、「自転車および歩行者専用道路」であり、法令上、原則として車両の通り抜け及び駐車は認められません。</p> <p>また、車両の通り抜け及び駐車を可能とするためには、「自転車および歩行者専用道路」の位置づけを変更する必要がありますが、みなきたウォーク</p>

### 募集要項に関する質問及び回答

	<p>(2) 更なる回遊性を実現し、また当該エリアに対するアクセシビリティを向上させるため、みなきたウォークと開発対象エリア間の道路に配置されている中央分離帯構造物及び白色の鉄柵の撤去並びに同分離帯を植樹帯に変更することを希望する。</p> <p>(3) 選定後から契約締結前までの間に辞退した場合、法的責任は生じるか。また、いつの時点から法的責任が発生するか。</p>	<p>と一体で整備された空間であり、変更の予定はありません。</p> <p>なお、接続部の設えを変更し、人が通り抜けできるようにする提案は可能です。</p> <p>(2) アクセシビリティの向上については、関係機関との協議となります。また、中央分離帯等の道路構造物の変更については都筑土木事務所との協議となります。</p> <p>(3) 審査結果通知と同時にパートナー事業者として登録された時点から法的責任が発生するものと考えます。</p> <p>なお、法的責任が発生して以降、仮に事業の中止を希望する場合は、所定の手続きが必要になりますが、その際には理由や目的が信義誠実の原則に則しているか等を確認させていただく場合があります。</p>
--	---	---